

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

相続等で取得した事業資産の登録免許税

Q : 相続で取得した事業用資産に係る登録免許税は必要経費に算入することができますか？

A : 今年度から必要経費に算入できるようになりました。

【解説】

相続等により取得した業務用資産に係る登録免許税等は、従来は相続等による資産の取得は業務の用に供するための取得ではなく、また業務上で生じた費用でもないため、必要経費には算入できないとされてきましたが、贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換手数料が譲渡所得の計算上、取得費に該当するとする最高裁の判決を受けて、このたび、所得税の基本通達が改正され、必要経費に算入できるとされました。

また、登録免許税等が減価償却資産の取得価額に算入されるかどうかの取扱いについても、次のように取り扱いがされることとなりました。

- ① 業務の用に供する資産に係る登録免許税等のうち、取得価額に算入しないものについては、必要経費に算入する。
- ② 業務の用に供さない資産に係る登録免許税等については、取得費に算入する。

なお、これらの改正は、今年1月1日以後に取得する資産について適用されます。

